

特 定 口 座 規 定

第1条（規定の主旨）

この規定は、お客様（個人のお客様に限ります。）が、租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項の規定（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）の適用を受けるため、株式会社南都銀行（以下「当行」といいます。）において設定する特定口座（同条第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じです。）に関する事項を定めるものです。なお、この規定において「上場株式等」とは、法第37条の11第2項に規定する上場株式等のうち、国債、地方債および投資信託をいいます。

また、お客様が法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるため、当行に開設された特定口座（次条第4項に定める特定口座源泉徴収選択届出書の提出により開設される「源泉徴収選択口座」に限ります。）における上場株式等の配当等（法第9条の3の2第1項に規定する「上場株式等の配当等」のうち、国債、地方債の利子および投資信託の収益分配金に限ります。以下同じです。）の受領について、法第37条の11の6第4項第1号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にするための取り決めです。

- 2 お客様と当行の間における各種サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、諸法令およびこの規定に定めがある場合を除き、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、国債の「保護預り規定振替決済口座管理規定」「一般債振替決済口座管理規定」等他の規定・約款の定めるところによるものとします。

第2条（特定口座開設届出書等の提出）

お客様が特定口座の開設を申し込むに当たっては、あらかじめ、当行に対し法第37条の11の3第3項第1号の規定に基づき、特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際、お客様には、租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類および住民票の写し、印鑑登録証明書、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

- 2 お客様が当行に特定口座の開設をされるには、あらかじめ当行に投資信託受益権振替決済口座または国債振替決済口座もしくは一般振替決済口座（以下それぞれの振替決済口座を、あるいはそれらを総称して「振替決済口座」といいます。）を開設していただく必要があります。
- 3 お客様は、特定口座を当行に複数開設することはできません。
- 4 お客様が特定口座内保管上場株式等（特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等のうち当行が取り扱う国内非上場公募投資信託受益権をいいます。以下「投資信託」といいます。）または国債もしくは地方債の譲渡（法第37条の10第4項に該当する場合も含みます。以下同じです。）による所得について源泉徴収を希望する場合には、あらかじめ、その年最初の投資信託または債券の譲渡の時までに当行に対し、法第37条の11の4第1項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただくものとします。なお、特定口座源泉徴収選択

届出書につきましては、お客様から源泉徴収を取りやめる旨のお申し出がない限り、翌年以降も引続き有効なものとなります。また、お客様が特定口座内で譲渡取引を行った後は、その年においては源泉徴収の取扱いを変更することはできません。なお、国債と地方債を併せて、以下「債券」といいます。

- 5 お客様が当行に対して、第3条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出されており、その年に交付を受ける投資信託の収益分配金または債券の利子を特定上場株式配当等勘定（法第37条の11の6第4項第2号に規定する投資信託の収益分配金または債券の利子に関する記録を他の投資信託の収益分配金または債券の利子に関する記録と区分して行うための勘定）において受領される場合には、その年最初に当該投資信託の収益分配金または債券の利子の支払いが確定した日以後、お客様は、その年における投資信託または債券の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申し出をすることはできません。
- 6 第17条（契約の終了）の規定により、特定口座の契約が終了した場合、同一年に再び当行に特定口座の開設をすることはできません。

第3条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

お客様が、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるためには、当行に特定口座を開設していただくとともに、第2条第4項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただき、投資信託の収益分配金または債券の利子の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第2項および租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の10の13第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出していただく必要があります。

- 2 お客様が、前項に規定する特例の適用を受けることをやめる場合には、投資信託の収益分配金または債券の利子の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第3項および施行令第25条の10の13第4項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただく必要があります。

第4条（特定保管勘定に係る管理）

特定口座に係る投資信託または債券の振替口座簿への記載または記録は、特定保管勘定（法第37条の11の3第3項第2号に規定されている当該特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる投資信託または債券につき、当該振替口座簿への記載または記録を、他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において行います。

第5条（特定上場株式配当等勘定における処理）

第3条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）第1項の規定により源泉徴収選択口座において交付を受ける投資信託の収益分配金または債券の利子については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理します。

第6条（所得金額の計算）

特定口座における投資信託または債券の譲渡に係る所得金額の計算および源泉徴収選択口座内配当等に係る所得金額の計算については、法その他関係法令の規定に基づいて行います。

第7条（特定口座に受け入れる投資信託または債券の範囲）

当行がお客様の特定保管勘定において受け入れる投資信託または債券は、次の通りです。なお、次に該当する投資信託または債券であっても、当行の都合により特定保管勘定に受け入れないことがあります。

- ① お客様が第2条（特定口座開設届出書等の提出）に規定する特定口座開設届出書の提出後に、当行から募集の取扱いにより取得した、もしくは当行から取得した、投資信託または債券でその取得後直ちに特定口座に受け入れるもの。
- ② 当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座で管理されていた投資信託または債券の全部もしくは一部を所定の方法により当行のお客様の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）することにより受け入れるもの（ただし、当行が取扱いしていない銘柄等は受入れしません。）
- ③ お客様が、贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）により取得した投資信託または債券で、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者（以下「被相続人等」といいます。）が開設していた特定口座で管理されていた投資信託もしくはまたは債券、または被相続人等が当行に開設していた、法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）で管理されていた株式投資信託、または被相続人等が開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載または記録がされていた投資信託もしくは債券で、引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載または記録がされているものであって、所定の方法により当行の当該お客様の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されるもの。
- ④ お客様が当行に開設されている特定口座で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの
- ⑤ お客様が、施行令第25条の10の5第2項の規定により開設された出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載もしくは記録がされている投資信託または債券で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの
- ⑥ お客様が当行に開設する非課税口座、または当行に開設する法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座で管理されていた株式投資信託で、所定の方法により、お客様が当行に開設される特定口座へ移管により受け入れるもの（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）

- 2 前項の規定にかかわらず、すでに、当行の特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載または記録されている同一銘柄の投資信託または債券については、特定保管勘定に受け入れることはできません。また、すでに、当行の特定口座に係る振替口座簿に記載または記録されている

同一銘柄の投資信託または債券について、特定口座以外の口座に受け入れることもできません。

第8条（特定口座を通じた取引）

特定口座を開設されたお客様が当行との間で行う投資信託または債券の取引は、お客様から特にお申し出がない限り、特定口座を通じて行います。

- 2 前項にかかわらず、非課税口座を開設されているお客様（購入に係る取引については、その年分の非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）については、株式投資信託の取引を当該非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。

第9条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

当行は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第9条の3の2第1項に規定する投資信託の収益分配金または債券の利子で同項の規定に基づき当行が所得税を徴収するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされている特定口座および特定口座以外の口座で管理されている法第37条の11の3に規定する投資信託または債券に係るものに限り、）のみを受け入れます。

- 2 当行が支払いの取扱いをする前項の投資信託の収益分配金または債券の利子のうち、当行が当該投資信託の収益分配金または債券の利子その支払いをする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

第10条（譲渡の方法）

特定保管勘定に係る振替口座簿に記載または記録がされている投資信託または債券の譲渡については、当行に対する譲渡、または施行令で定める方法によるものとします。

第11条（源泉徴収等）

当行は、お客様が特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいたとき、および源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書をご提出いただいたときは、法およびその他関係法令の規定に基づいて源泉徴収等または還付を行います。

- 2 源泉徴収等または還付については、お客様が「振替決済口座」で指定した指定預金口座からの、引落としまたは入金により行います。なお、源泉徴収額等を指定預金口座から引き落とす場合には、預金規定の定めにかかわらず、当座小切手の振出し、または普通預金通帳、同預金払戻請求書の提出は不要とし、当行所定の方法で行うものとします。

第12条（特定口座からの投資信託または債券の払出しに関する通知）

特定口座から投資信託または債券の全部もしくは一部の払出しがあった場合には、当行はお客様に対し、施行令第25条の10の2第9項第1号の定めるところにより当該払出しの通知を行います。

第 13 条（投資信託または債券の移管）

当行は、第 7 条（特定口座に受け入れる投資信託または債券の範囲）第 2 号および第 3 号の規定にかかわらず、他の金融機関の特定口座から当行の特定口座への投資信託または債券の移管、および当行の特定口座から他の金融機関の特定口座への投資信託または債券の移管については取扱いできないことがあります。

第 14 条（相続または遺贈による特定口座への受け入れ）

当行は、第 7 条（特定口座に受け入れる投資信託または債券の範囲）第 1 項第 3 号に規定する贈与、相続または遺贈による特定口座への投資信託または債券の受け入れについては、施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 3 号および第 4 号、同条第 15 項に定めるところにより行います。

第 15 条（年間取引報告書の送付）

当行は法第 37 条の 11 の 3 第 7 項の定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までにお客様に交付します。なお、第 17 条（契約の終了）の規定に基づき本契約が終了した場合には、同条第 1 項第 2 号の場合を除き特定口座年間取引報告書を作成し、本契約が終了した日の属する月の翌月末までにお客様に交付します。

- 2 当行は特定口座年間取引報告書を 2 通作成し、1 通はお客様に交付し、1 通は所轄の税務署に提出します。
- 3 第 1 項および第 2 項にかかわらず、お客様の特定口座において投資信託もしくは債券の譲渡または収益分配金もしくは利子の受入れがなかった年の特定口座年間取引報告書については、お客様からの請求がない場合には、当行はお客様に交付しないことができることとします。

第 16 条（届出事項の変更）

お客様が第 2 条（特定口座開設申込書等の届出）の規定に基づく特定口座開設届出書の提出後に、氏名、住所、個人番号、その他の届出事項に変更があったときは、施行令第 25 条の 10 の 4 第 1 項の規定により、当行に対し遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を提出していただきます。その際、変更が氏名、住所、個人番号に係るものであるときは、「個人番号カード」等および住民票の写し、印鑑登録証明書、運転免許証その他当行所定の書類の提示をしていただきます。

- 2 特定口座を開設している当行の営業所の変更（移管）があったときは、施行令第 25 条の 10 の 4 第 2 項の規定により、遅滞なく特定口座異動届出書を当行に提出いただくものとします。

第 17 条（契約の終了）

次のいずれかに該当したときは、特定口座の契約は終了します。

- ① お客様が当行に対して特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した投資信託の収益分配金または債券の利子で提出を受けた日において当行がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り、）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当行がお客様に対して当該株式投資信託の収益分配金の交付をした日（2 回以上にわたって当該投資信託の

収益分配金または債券の利子の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日)の翌日に提出されたものとみなします。

- ② 施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。
- ③ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき（この場合、施行令により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされま
- す。）
- ④ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。

2 前項の規定に基づき特定口座の契約が終了したときは、第3条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）の規定により源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出がされていたとしても、それ以降、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例は適用されません。

第18条（免責事項）

お客様が第16条（届出事項の変更）の変更手続きを怠ったこと、その他当行の責めによらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責を負いません。

平成28年1月1日改定

以 上